

様式第3号（第10条関係）

基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。



提案期日	平成30年11月15日	
提案種別	要 望	
提案件名	通学路の安全の確保	
提案者	住所又は所在地	〒841- 佐賀県三養基郡基山町 電話
	氏名又は名称	棚町 圭剛【夫婦と子2人】(後援6区長 天本 三雄) 賛同者
※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。		
提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。		
希望する (棚町と6区長のみ)		
※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。		
提案の概要	<p>棚町家の長女が平成31年4月に若基小学校に入学する。小学校通学路が危険なため安全措置を取ってほしい。</p> <p>具体的には二案あり、まず【案1】は町道城戸1号線南側沿いに任意の地点(提案が通った後に要打ち合わせ。設置案は別紙のとおり)から東方に「けやき台入り口交差点」の横断歩道までの路側帯部分に縁石等を設けるか歩道の設置をすること。なお自宅から交差点までの路側帯の幅は平均1.05m。</p> <p>次に【案2】は町道城戸1号線を自宅のある南側から歩道のある北側へ横断しやすくするために、車両に対して「歩行者が横断する場所である。」と注意喚起の道路を塗装することである。また横断部分付近の車両の減速を促すための横断部分付近の減速表示を希望するものである。</p>	
案の背景	<p>平成31年4月に提案者の長女が若基小学校に入学する。道路交通法第2章(歩行者の通行方法)により、現状で小学校通学のため2つの危険な方法のうち1つを採らなければならない。その危険な方法の1つ目は自宅から最寄りの「けやき台入り口交差点」の横断歩道まで、自宅前の町道城戸1号線沿いの縁石等や歩道のない路側帯を通行し通学すること。2つ目は町道城戸1号線北側に縁石を有した歩道があるので、横断歩道のない同道を横断し、通学する方法。</p> <p>なお同道は緩やかな坂であり、かつカーブしている。また時速40キロ規制にもかかわらず、ほとんどの車両が速度超過で通行していると思われる。さらに自宅西方(県道17号線方面)や東方(国道3号線方面)を結ぶ道路のため、大型トラックが頻繁に通行する道路である。</p> <p>本来であれば、同道の自宅前付近に南から北へかけ横断歩道の設置をしていただきたいが、法令上設置基準に適合しない為、断念した経緯がある。(基山町役</p>	

	<p>場建設課藤田係長ご相談済み) 今回その代案として、上記【案1】または【案2】の措置をとっていただきたいと強く要望する。</p> <p>なお以下に現状が危険な状態かをイメージしやすいように参考値を申し上げると、雨天時に小学生が傘をさして通学する様子をイメージしていただきたい。<u>路側帯の幅は1.05m</u>、<u>幼児用の傘でも広げると0.8mあり</u>、<u>残りわずか0.25m</u>。歩行の際に傘は前後左右上下に揺れ、その揺れ幅は0.25mを超える。なお路側帯には縁石がないため、その真隣りを時速40キロ超の車両が通行する。雨天時のためあたりは白み視界が良好とはいえない。一步運転を誤れば、接触事故となるだろう。そうなるからでは遅いのである。</p> <p>少なくとも今後約10年程度にわたり3世帯、最低4名の子供が若基小学校や基山中学校に進学する予定である。また子の両親は何十年と基山町内に住み、暮らしていく。死亡事故が起こってからでは遅いので、早急な対応を希望する。</p>
<p>提案の課題</p>	<p>【案1】の町道城戸1号線南側路側帯に縁石等を設けるか歩道を設置することは、【案2】と比較して、上記道路交通法第2章に則り、安全な通学路の確保ができる。</p> <p>また【案1】を施工するにあたり、恐らく同道の幅員(片側3.8m)を縮小し作ることになると思われる。これにより同道の幅員が狭まることにより時速40キロ超で走行する車両をけん制し交通事故抑制に効果があると思われる。本道付近を通行する不特定多数の歩行者等に安全を与えることになる。</p> <p>一度同歩道を作ってしまうと、ほぼノーメンテナンスで運用でき、ランニングコストがかからない。</p> <p>同道は町道であることから、町における稟議が通れば、すぐに実行可能である。</p> <p>同道南側には現状で今後基山町において義務教育を受ける予定の3世帯4名の子供を含む5世帯が居住している。直接的には、まずこの5世帯が恩恵をうけることが出来る。さらに速度超過している車両をけん制できれば、間接的に同道を利用する不特定多数にわたり恩恵を受けることが出来る。</p> <p>【案2】の横断部分の道路の塗装は【案1】が条件的に実行できない場合の代案。法令上、強制力がないことがデメリットである。</p> <p>【案1】と比べ、工期や金銭的に導入しやすいが、塗装の塗り替え等定期的にメンテナンスが必要である。</p> <p>【案2】も【案1】と同じく県道を通行する速度違反車両に対して時速40キロ規制を遵守させることが期待できる。</p> <p>【案1】、【案2】いずれも、限られた世帯だけではなく、副次的に不特定多数の利用者に恩恵があると思われる。現状のままにすることなく、いずれの案の実施を強く要望する。</p>

目標設定	平成31年4月まで
提 案 内 容	<p>【案1】は町道城戸1号線に南側に自宅付近から周辺4世帯住居をとおり、「けやき台入り口交差点」の横断歩道まで縁石等を設けた歩道を設置すること。現在町道城戸1号線南側には基山町内で義務教育をうける世帯が3世帯ある。(現在のところ子供4名)直接的には同道南側居住の5世帯に対し、(副次的には町道を利用するすべての不特定多数の方に)恩恵がある。町が要望を実施することが決まった段階で6区区長と棚町を含めた付近世帯と町で決める体制で平成31年4月を目標に、町が決める事業者が工事を担当。見込み費用は不明。町で見積もりを出していただきたい。【案1】は一度作ってしまえば、恒久的に使用できる。ほぼメンテナンスフリーで、ランニングコストがかからない。</p> <p>【案2】は町道城戸1号線を横断するために、横断歩道に代わるものとして道路の塗装をすること。現在町道城戸1号線南側には基山町内で義務教育をうける世帯が3世帯ある。(現在のところ子供4名)直接的には同道南側居住の5世帯に対し、(副次的には町道を利用するすべての不特定多数の方に)恩恵がある。町が提案を実施することが決まった段階で6区区長と棚町を含めた付近世帯と町で決める体制で平成31年4月を目標に、町が決める事業者が工事を担当。見込み費用は不明。町で見積もりを出していただきたい。塗り替えが定期的に発生する。ランニングコストがかかる。法令上の強制力がないデメリットがある。</p> <p>今後の日本の将来を担う子供たちの安心安全な生活の担保をどうかお願いしたい。</p> <p>※提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どの様な体制で、どれだけの期間、どの様な事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案して下さい。</p>

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。

自宅から東方(国道3号線)を望む。時速40キロ規制だが緩やかな下り坂になっており、大半の車が速度超過をしていると思われる。また幅員も片側3.8mと広いので、速度超過させる要因となっている。



1

自宅から西方(県道17号線方面)を望む。緩やかな上り坂となっているため、馬力を出すためアクセルを踏み込むだろう。上下線とも大半の車両が速度超過していると思われる。



2

南(後ろが若基小)を望む。自宅から西方(写真右)の若基小学校裏門へ行くには路側帯が極端に狭く(幅が0.5m以下)、通学路には不適。



3

よって、自宅東方(写真左)の路側帯を通り、「けやき台入り口交差点」まで行くことになるが、現状のままの縁石等のない路側帯では安全とは言い難い。なお、自宅から交差点までの路側帯の幅は、平均1.05mある(道路の幅員は片側3.8m)。



4

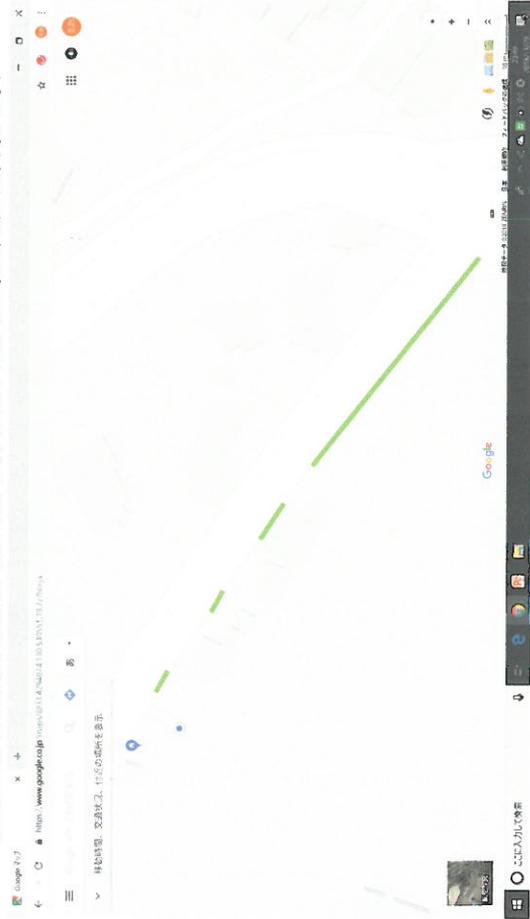
「けやき台入り口交差点」付近を望む。東西は国道3号線と県道17号線を、南北は基山町中央部とけやき台を結ぶ道路のため、車の往来が激しい場所である。また大型車両の通行も多い。大半の車両が時速40キロ規制を超過していると思われる。(写真奥が国道3号線方面)



5

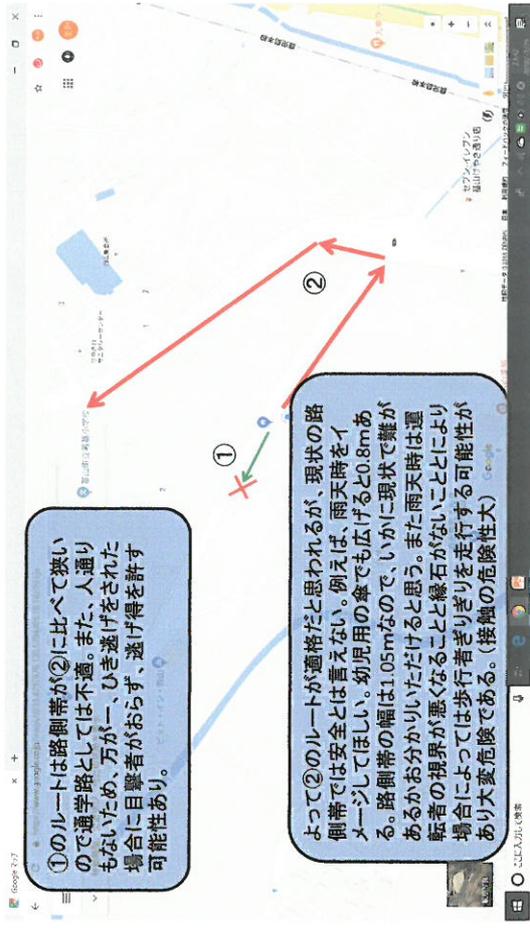
○縁石等を設ける場合の設置案

緑線が縁石を設ける箇所(要望が通った後、周辺世帯と要打ち合わせ。)



7

若基小学校までの通学ルートを示したものの。



6

国道3号線方面から県道17号線方面を望む。
【案2】の道路を塗装する際のイメージ写真。(色付け部分が塗装部分)



8